

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

審査請求人が令和3年5月7日に提起した処分庁による施設型給付費・地域型保育給付費に係る施設・事業所の利用不可決定処分に係る審査請求について、これを棄却しようとする審査庁の裁決の内容は、妥当である。

## 第2 事案の概要

1 令和2年11月10日、審査請求人は、審査請求人の子（以下「申込児童」という。）について、処分庁に対し、令和3年度の認定こども園・保育所（園）の利用申請として、「認定こども園・保育所（園）入所申込書兼児童台帳」、「認定こども園・保育所（園）入所申込児童質問票」、「入所理由証明書1」（父・母分）、「認定こども園・保育所（園）入所にあたっての確認【重要】」及び「施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書」を提出した。

なお、申込児童は、令和元年〇月〇日生まれで、令和3年4月1日から1歳児クラスの利用を希望しており、利用希望施設は、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇（以下「本件各保育所」という。）である。

2 一方、本件各保育所の1歳児クラスへの利用申請については、入所希望者数が募集人数を超えていたため、処分庁は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき利用調整を行い、令和3年2月5日、本件各保育所（本件各保育所は「施設型給付費・地域型保育給付費に係る施設・事業所」に該当する。）の利用不可決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分に係る通知として、審査請求人に「施設型給付費・地域型保育給付費利用調整結果通知書」（以下「結果通知書」という。）を送付した。その後、同月15日に審査請求人から「希望園変更届」が提出され、本件各保育所のうち第1希望の園及び第2希望の園を変更したが、いずれの園も既に定員を満たしており、利用不可となった。

3 令和3年5月7日、審査請求人は、八尾市長に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 第3 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書中において以下の2点を主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 1次選考及び2次選考において、いかなる審査基準によって利用不可と判断されたのか判断理由を求める。
- (2) 仮に、審査請求人の点数と希望した園の入所点数順位が同一点の場合、優先順位の何位で判断されたのかを求める。

また、上記の主張の根拠として、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条及び第8条を挙げている。

## 2 処分庁の主張

### (1) 利用調整について

児童福祉法第24条第3項において、市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが保育所を利用するに当たっての利用調整を行うこととされており、保育の必要性の高い者から保育所の利用を可とすることを原則としている。この利用調整とは、保育所の募集人数を上回る入所希望者がいる場合に、保育の必要性がありながら保育所への入所が認められない児童が生じうるため実施する仕組みとして同法上規定されている。

審査請求人の利用調整においては、申込書類に基づき、保護者2人のそれぞれの状況により基本点を算定しており、審査請求人については2人とも、「8時間以上かつ週5日以上、（または月160時間以上）居宅外の労働をしている」の70点で同一点であったため、基本点は70点となった。優先利用等による加算点については、「育児休業明け」の2点が該当し、利用調整における点数は合計72点となった。

まず、1次選考についてであるが、審査請求人の第1希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和3年度第1次選考の入所希望者は延べ〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高い者から順に入所決定したところ、入所決定した者の最低点は72点であった。入所希望者において72点の者は〇名であり、73点以上の入所決定者〇名を除く残り〇名について、「令和3年度保育利用あんない認定こども園・保育所（園）」（以下「保育利用あんない」という。）12ページで示す基本点と加算点の合計点数が同点の場合の優先順位の決定基準（以下この(1)において「優先順位決定基準」という。）に基づき当該〇名による利用調整を行った。適用順位1位から6位までにおいて〇名が決定し、審査請求人については該当しなかった。当該〇名のうち、適用順位6位までに該当する〇名及び適用順位2位に該当しない（〇〇〇〇〇を第1希望としない。）〇名を除く〇名において、適用順位7位の祖父母の状況（遠方で支援が困難等）でより保育が必要な世帯を判断し、残り〇名の調整を行った。祖父母の状況を公平に勘案するために、「八尾市保育の利用に関する調整基準の運用のための事務要領」（以下「事務要領」という。）第2条に規定する点数の合計が同じ場合の選考を行うため、「祖父母の状況でより保育が必要な世帯」勘案票（以下「本件勘案票」という。）に基づき、父方、母方の祖父、祖母それぞれの居住地、保育できない理由について点数が高くなるように、より支援が困難な祖父母の状況である世帯の点数を決めており、その合計点数により判断を行った。入所決定した〇名における最低点は〇点となり、審査請求人については、A. 居住地（父方）で祖父が〇〇〇、祖母が〇〇〇の計〇点、B. 保育できない理由（父方）で祖父が〇〇〇、祖母が〇〇〇の計〇点、A. 居住地（母方）で祖父が〇〇〇、祖母が〇〇〇の計〇点、B. 保育できない理由（母方）で祖父が〇〇〇、祖母が〇〇〇の計〇点、合計〇点、本件勘案票での順位は〇位となり利用不可となった。

審査請求人の第2希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和3年度1次選考の入所希望者は延べ〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高い者から順に入所決定したところ、入所決定した者の最低点は72点であった。入所希望者において72点の者は〇名であり、73点以上の入所決定者〇名を除く残り〇名について、優先順位決定基準に基づき当該〇名による利用調整を行った。審査請求人においては適用順位1位のひとり親世帯に該当せず、適用順位2位の希望順位が高い世帯についても第2希望であり、第1希望である〇名から優先的に入所決定されたため利用不可となった。

審査請求人の第3希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和3年度1次選考の入所希望者は延べ〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高い者から順に入所決定したところ、入所決定した者の最低点は72点であった。入所希望者において72点の者は〇名であり、73点以上の入園決定者〇名を除く残り〇名について、優先順位決定基準に基づき当該〇名による利用調整を行った。審査請求人においては適用順位1位のひとり親世帯に該当せず、適用順位2位の希望順位が高い世帯についても第3希望であり、第1希望である〇名から優先的に入所決定されたため利用不可となった。

審査請求人の第4希望施設である〇〇〇〇〇1歳児の募集人数は〇名で、令和3年度1次選考の入所希望者は延べ〇名であった。1次選考における入所決定者数は〇名で、基準に基づき点数の高い者から順に入所決定したところ、入所決定した者の最低点は72点であった。入所希望者において72点の者は〇名であり、73点以上の入所決定者〇名を除く残り〇名について、優先順位決定基準に基づき当該〇名による利用調整を行った。審査請求人においては適用順位1位のひとり親世帯に該当せず、適用順位2位の希望順位が高い世帯についても第4希望であり、第1希望である〇名から優先的に入所決定されたため利用不可となった。

なお、本件各保育所の入所可能枠については、保育利用あんない13ページで示す募集人数を基本とするが、選考において在園児から他園へ転所が叶う者がいる場合、転所元の在籍園の入所可能枠がその分増えるため、保育利用あんないに掲載する募集人数を超える入所決定者数が生じうる。

次に、2次選考についてであるが、1次選考後に審査請求人から「希望園変更届」の提出がされたため、第一希望が〇〇〇〇〇、第二希望が〇〇〇〇〇に変更になったが、どちらの園に関しても1次選考時において既に定員を満たしており、利用不可となった。

## (2) 行政手続法第5条について

利用調整を行うに当たって、保育の必要性の優先度に関していかなる審査基準によるものかという点については、市町村の裁量に委ねられていると考えられることから、処分庁では保育の必要性を判断するための審査基準として事務要領を定め、その基準に基づき、点数を算出し、点数の高い者から入所を承諾している。審査基準及び選考方法は保育利用あんない10ページに明記している。保育利用あんないは、本市ホームページに掲載するとともに、こども未来部子育て支援課（組織機構の改編により、令和3年4月1日から、こども若者部保育・こども園課）窓口において配布しているものであるため、行政手続法第5条の規定に沿った運用を行っている。なお、本件各保育所の入所可能枠については、保育利用あんない13ページで示す募集人数を基本とするが、選考において在園児から他園へ転所が叶う者がいる場合、転所元の在籍園の入所可能枠がその分増えるため、保育利用あんないに掲載する募集人数を超える入所決定者数が生じうる。

## (3) 行政手続法第8条について

利用調整の結果については「結果通知書」により通知している。行政手続法第8条において、許認可等を拒否する処分をする場合は、当該処分の理由を示さなければならないと規定されているため、その理由欄に「申込施設の入所定員超過のため」と記載し、同条の規定に沿った運用を行っている。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

#### 2 理由

審理員意見書のとおり。

### 第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

#### 1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

#### 2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

### 第6 審査会の判断の理由

#### 1 本件に係る法令の規定について

##### (1) 児童福祉法の規定

ア 児童福祉法第1条は、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定している。

イ 児童福祉法第24条第1項は、「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定子ども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。」と規定している。

ウ 児童福祉法第24条第2項は、「市町村は、前項に規定する児童に対し、認定子ども園法第2条第6項に規定する認定子ども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。」と規定している。

エ 児童福祉法第24条第3項は、「市町村は、保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定子ども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の2第2項において同じ。）又は家庭的保育事業等が不足し、又は不足するおそれがある場合その他必要と認められる場合には、保育所、認定子ども園（保育所であるものを含む。）

又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。」と規定している。

オ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第24条は、「市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定に基づき、保育所、認定こども園・・・又は家庭的保育事業等の利用について調整を行う場合・・・には、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。」と規定している。

## (2) 行政手続法の規定

ア 行政手続法第5条は、第1項で「行政庁は、審査基準を定めるものとする。」と、第2項で「行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。」と、第3項で「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。」と規定している。

イ 行政手続法第8条は、第1項で「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。」と、第2項で「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」と規定している。

## 2 本件処分に違法又は不当な点があったかについて

処分庁は、審査請求人が希望する本件各保育所の1歳児クラスの入所希望者数がいずれも募集人数を超過していたため、保育の必要性が高い児童から順に利用を認める調整をした結果、申込児童について利用を認めないとする本件処分を行ったとのことである。

これに対し、審査請求人は、本件各保育所の利用を認めない本件処分について、前記第3の1に掲げるとおり主張する。

審査請求人の主張は、一見すると審査基準そのものや保育利用調整における自身の点数等の情報の開示を求めるもののように思われ、それ自体は審査請求における審査対象とは認められない。もっとも、審査請求人の主張について、行政手続法第5条を根拠とする点からは手続違反を、同法第8条を根拠とする点からは理由不備を主張しているものと解釈する余地があることから、本件処分に違法又は不当な点があったかについて、審査請求人が掲げている法令の規定ごとに、審査会の判断を示す。

### (1) 行政手続法第5条について

審査請求人は「1次選考及び2次選考において、いかなる審査基準によって利用不可と判断されたのか」等と主張し、その根拠として行政手続法第5条を掲げている。

同条は、行政庁は審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定

めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)を定める(第1項)、審査基準を定めるに当たっては許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない(第2項)、行政上特別の支障があるときを除き法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない(第3項)と規定しており、本件処分に係る保育の利用調整がこれらの要件を満たすか確認する。

処分庁は、保育の利用調整を行うため、事務要領第2条において主たる保育者の保育を必要とする事由等による基本点(別表1)と優先利用等による加算点(別表2)を定め、これらに基づき主たる保育者(保護者(父・母等)それぞれの状況に基づいて点数を付け、そのうち低い方)の保育の必要性等を点数化し、その総点数の高い者から行う旨、規定する。

別表1は、保護者が保育を必要とする事由・状況(就労(居宅外労働)、就労(居宅内労働)、就労予定、妊娠・出産、疾病、障がい、病人の介護または看護、家庭の災害、求職中、就学、祖父母と子どもの家庭、虐待・DV)の各類型により10点から80点までの基本点を定め、別表2は、保護者・申込児童等の状況(世帯状況、就労(就労予定を除く)、就労予定、求職中、子どもの障がい、子どもの状況)の各類型により1点から15点までの加算点を定めており、また、事務要領第2条においては、基本点と加算点の合計点数が同点の場合の優先順位決定基準(世帯・申込児童等の状況による区分)(以下この2において「優先順位決定基準」という。)についても併せて規定している。

これらの基準(以下「利用調整(選考)基準」という。)は、利用調整を実施するための審査基準として機能するものであり、その各類型に記載されている指標等はいずれも具体的かつ明確なものであるため、審査請求人において利用調整(選考)基準に自らの就労状況等を当てはめればその点数が算定できるものである。また、優先順位決定基準のうち、「祖父母の状況(遠方で支援が困難等)でより保育が必要な世帯」については、その必要性について点数化するための基準が別途、本件勘案票で定められている。

本件勘案票は、父方及び母方の祖父母の居住地の状況(不在、近畿以外、右記以外近畿、八尾市隣接市町、右記以外八尾市内、八尾市内〇丁目まで同じ、同居)及び保育できない理由(不在、外勤、自営、病弱、高齢(65歳以上)、遠方(隣接より遠い)、選択なし(64歳以下)、その他記載(介護等)、同居障がい(手帳重度)、同居障がい(手帳軽度)、別居障がい(手帳所有))の各類型により0点から10点までの点数を定めている。

本件勘案票は、利用調整(選考)基準を更に点数化する基準であり、点数の結果によって保育の利用調整に影響を与えるものであることから、利用調整(選考)基準と一体のものであり、審査基準といえる。また、その各類型に記載されている指標等はいずれも具体的かつ明確なものであるため、審査請求人において本件勘案票に自らの祖父母の状況を当てはめればその点数が算定できるものである。

そして、利用調整(選考)基準については、本市ホームページに掲載され、処分庁の窓口で配布している保育利用あんないにも掲載されているため、一般に公にされている状況にあるといえる。また、処分庁に対し、行政不服審査法第36条の規定に基づく質問(以下「質問」という。)をしたところ、本件勘案票についても、本市ホームページに掲載はされていないものの、市民に確認を求められた際に提示できるよう処分庁の窓口で備え付けられているとの回答を得ており、公にされている状況にあるといえる。

したがって、利用調整（選考）基準及び本件勘案票は、行政手続法第5条の要件を全て満たすことから、審査請求人の「1次選考及び2次選考において、いかなる審査基準によって利用不可と判断されたのか」等との主張には理由がないと考える。

(2) 行政手続法第8条について

審査請求人は「1次選考及び2次選考において、いかなる審査基準によって利用不可と判断されたのか判断理由を求める。」等と主張し、その根拠として行政手続法第8条を掲げている。

同条は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合における理由の提示の義務（第1項）、書面で処分する場合における理由の書面提示の義務（第2項）を規定している。

理由の提示について、判例によれば「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべき」（最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決）ことを前提としていかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して申請が拒否されたかを申請者においてその記載自体から了知しなければならない（最高裁昭和60年1月22日第三小法廷判決）とされている。

処分庁は、本件処分に係る通知として、審査請求人に結果通知書を送付しているが、この結果通知書の利用調整結果の欄には「利用不可」、理由の欄には「申込施設の入所定員超過のため」と記載されている。上記の記載によって、児童福祉法施行規則第24条に規定する「保育の必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう調整」を行い、他の申請者との競合の結果として、本件各保育所の定員に空きがなかったため利用不可となったことについて、審査請求人が了知することは可能であると考えられる。

したがって、本件処分に係る理由の提示は、行政手続法第8条の要件を満たしており、審査請求人の主張には理由がないと考える。

(3) 児童福祉法第24条第3項及び児童福祉法施行規則第24条について

審査請求書中に明確に挙げられていないものの本件処分が児童福祉法第24条第3項及び児童福祉法施行規則第24条の規定に基づき実施された利用調整に係る処分であることから、この利用調整が審査基準に従い適正に行われたかについて検討を行う。

ア まず、本件各保育所の募集人数、入所希望者数、入所決定者数及び入所決定した最低点について整理を行う。

保育利用あない及び〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の入所希望者数、入所決定者数及び入所決定した最低点がかかる証拠資料及び処分庁に対する質問の回答書によれば、審査請求人が第1希望として入所を希望していた〇〇〇〇〇は、令和3年度における1歳児の募集人数は〇名、入所希望者数は延べ〇名、入所決定者数は〇名、入所決定した最低点は72点であることが認められる。審査請求人が第2希望として入所を希望していた〇〇〇〇〇は、令和3年度における1歳児の募集人数は〇名、入所希望者数は延べ〇名、入所決定者数は〇名、入所決定した最低点は72点であることが認められる。審査請求人が第3希望として入所を希望していた〇〇〇〇〇は、令和3年度における1歳児の募集人数は〇名、入所希望者数は延べ〇名、入所決定者数は〇名、入所決定した最低点は72点であることが認められる。審査請求人が第4希望として入所を希望していた〇〇〇〇〇は、令和3年度における1歳児の募集人数は〇名、入所希望者数は延べ〇名、入所決定者数は〇名、入所決定し



母の状況（遠方で支援が困難等）でより保育が必要な世帯」について、その点数化の基準である本件勘案票の点数に基づいて利用調整を進めたところ、〇点の者までで〇名の枠が埋まったことから、〇点であった審査請求人は入所決定とはならなかったものであり、申込児童を利用不可としたことは適当である。

〇〇〇〇〇については、弁明書によれば、以下のとおり選考がなされたとのことである。

まず、〇〇〇〇〇の申込者で合計点数が73点以上であった〇名について入所を決定し、残る〇名の枠について、合計点数に基づいて利用調整を進めたところ、〇名が〇点で並ぶこととなった。

続いて、優先順位決定基準に従って利用調整を進めたところ、適用順位2位の「〇〇〇〇〇の希望順位が高い世帯」について、〇〇〇〇〇が第1希望の者で〇名の枠が埋まったことから、〇〇〇〇〇の希望順位が第2希望であった審査請求人は入園決定とはならなかったものであり、申込児童を利用不可としたことは適当である。

〇〇〇〇〇については、弁明書によれば、以下のとおり選考がなされたとのことである。

まず、〇〇〇〇〇の申込者で合計得点が73点以上であった〇名について入所を決定し、残る〇名の枠について、合計点数に基づいて利用調整を進めたところ、〇名が72点で並ぶこととなった。

続いて、優先順位決定基準に従って利用調整を進めたところ、適用順位2位の「〇〇〇〇〇の希望順位が高い世帯」について、〇〇〇〇〇が第1希望の者で〇名の枠が埋まったことから、〇〇〇〇〇の希望順位が第3希望であった審査請求人は入園決定とはならなかったものであり、申込児童を利用不可としたことは適当である。

〇〇〇〇〇については、弁明書によれば、以下のとおり選考がなされたとのことである。

まず、〇〇〇〇〇の申込者で合計点数が〇点以上であった〇名について入所を決定し、残る〇名の枠について、合計点数に基づいて利用調整を進めたところ、〇名が72点で並ぶこととなった。

続いて、優先順位決定基準に従って利用調整を進めたところ、適用順位2位の「〇〇〇〇〇の希望順位が高い世帯」について、〇〇〇〇〇が第1希望の者で〇名の枠が埋まったことから、〇〇〇〇〇の希望順位が第4希望であった審査請求人は入園決定とはならなかったものであり、申込児童を利用不可としたことは適当である。

エ 以上のことから、審査請求人が希望する本件各保育所のいずれについても入所希望者数が募集人数を超過していたため、処分庁が保育の必要性が高い児童から順に利用を認める調整をした結果、申込児童について利用を認めないとする本件処分に違法又は不当な点は認められない。

オ なお、1次選考（上記アからエまでの利用調整）後に審査請求人から「希望園変更届」が提出され、第1希望を〇〇〇〇〇、第2希望を〇〇〇〇〇に変更されているが、上記保育所は1次選考で既に定員を満了したことから、2次選考を行い、利用調整をする余地は残されていなかったことが認められる。

したがって、申込児童について利用を認めないとする2次選考についても、処分庁に違法又は不当な点は認められない。

第7 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
令和4年3月4日	諮問書の受理
令和4年3月4日～ 令和4年3月14日	審査
令和4年3月30日～ 令和4年6月7日	審査・答申

第8 当審査会の委員構成

役 職	氏 名	備 考
会 長	石 田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理人	上 崎 哉	大学教授
	村 岡 悠 子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会長 石 田 榮仁郎

委員 上 崎 哉

委員 村 岡 悠 子